

## 欧州サステナビリティ報告基準 (ESRS) の概要

### 要点

1. 欧州グリーン・ディールの一環として、企業サステナビリティ報告指令（CSRD）は、欧州連合（EU）で採択された欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）の報告フレームワークに沿って、サステナビリティ情報を報告することを要求している。
2. 影響を受ける企業は、EU に拠点を置く大規模企業と上場企業（上場零細企業を除く）及び EU 域外に本社を置き EU 域内で子会社や支店を置くなどして事業を展開する第三国企業、合わせて 50,000 社を超えると推定される。非上場の中小企業は CSRD の対象外である。
3. CSRD のもとで ESRS 第一弾は、すでに非財務報告指令（NFRD）の適用を受けている大規模な上場企業、銀行、保険会社については 2024 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度から、現在 NFRD の適用を受けていない大規模企業については 2025 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度から、上場中小企業（SMEs）については 2026 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度から適用される。なお、上場 SMEs は 2028 年まで免除可能。
4. 2023 年 7 月 31 日、欧州委員会（EC）は CSRD の対象となるすべての企業に適用される ESRS 第一弾を採択した。この基準は現在 23 の公用語で利用できる。ただし、最終基準は欧州議会及び欧州理事会の審査を通過し官報に掲載されるまで発効しない。
5. CSRD 及び ESRS の主要な構成要素として、ダブル・マテリアリティの概念、将来予測情報が含まれること、上流・下流のバリューチェーン情報及びサステナビリティ・デューデリジェンスの概念があげられる。サステナビリティ・デューデリジェンスは、グローバルなバリューチェーン全体にわたって持続可能で責任ある企業行動を促進することを目的とした、EU で今後適用予定のコーポレート・サステナビリティ・デューデリジェンス指令（CS3D）と密接に関連している。
6. サステナビリティ情報は利害関係者の意思決定に影響を与える。ESRS では二つの主要な利害関係者グループが想定されている。一つは影響を受ける利害関係者、もう一つはサステナビリティ報告の利用者であり、投資家だけでなく、ビジネス・パートナー、労働組合、ソーシャル・パートナーなどのその他の利用者が含まれる。
7. マネジメントレポートで報告が義務付けられているサステナビリティ情報は、EU で適用される保証基準に従って、第三者による限定的保証により検証される必要がある。なお、将来は合理的保証へ移行予定で、監査人及び企業にとって合理的保証が提供可能であるかを EC が評価し、実現可能となれば合理的保証へと移行される。保証基準は現在開発中である。
8. ESRS は、欧州及び国際的なサステナビリティ報告のイニシアティブだけでなく、既存の欧州の法律及びイニシアティブも考慮されている。ISSB、TCFD、GRI などの様々な基準との相互運用性を高め、企業による二重開示の負担を回避している。
9. EC は、基準の正式な解釈を提供するための、解釈メカニズムを確立中である。また、EC は EFRAG に対し、マテリアリティ評価プロセスやその他の関連トピックをカバーする補足ガイダンス及び教育マテリアルの公表を要請した。

10. EC と EFRAG は、特に ISSB 及び GRI と緊密な協力関係を維持し、EU における ESRS の開示要求事項と、他の法域で義務付けられる可能性のある他のサステナビリティ報告フレームワークとの間で、高いレベルでの相互運用性を目指している。国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）は最近、最初の二つの IFRS サステナビリティ開示基準を公表した。この基準は、企業がバリューチェーン全体を通じてサステナビリティ関連のリスク及び機会を開示する方法に国際的な一貫性を持たせ、企業の開示に対する信頼と透明性を向上させ、投資意思決定への情報提供に役立つよう開発された。EU はこれらの基準の適用を義務付けていない。

## 背景

2021 年 4 月 21 日、EC は CSRD に関する立法提案を提出した。この提案は、適用対象となる企業に対して、EC が委任法令として採択した ESRS に従い報告することを義務付けている。欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）が EC の技術アドバイザーに任命され、ESRS を提供する責任を有している。

2022 年 4 月 29 日、EFRAG は ESRS 第一弾に関する公開草案（ED）を発表し、またに複数の利害関係者グループが参加する公開協議プロセスを開始し 2022 年 8 月までに終了した。

EFRAG サステナビリティ・レポーティング・ボード（EFRAG SRB）と EFRAG サステナビリティ・レポーティング・テクニカル・エキスパート・グループ（EFRAG SR TEG）は、意見募集で寄せられたすべてのコメントを検討し、2022 年 11 月 15 日に、ESRS 第一弾を EC に提出することに合意した。

公開協議のあと、EFRAG は EC に提出する前に、主に企業の実務上の負担を軽減するといった観点から報告要件数をほぼ半分に減らすなど、最初の草案に大幅な変更を加えた。

2023 年初頭、EC は EFRAG が提出した基準案について加盟国と協議を実施した。この協議プロセスには、欧州 3 つの監督当局<sup>1</sup>、欧州環境庁、欧州連合基本権庁、欧州中央銀行、欧州監査監督機関委員会、持続可能な金融プラットフォームなど、さまざまな EU 機関も関与した。

この協議の後、EC は、プロポーシヨナリティを確保し、企業による基準の正しい適用を促進するため、EFRAG が提出した基準にいくつかの調整を行った。その結果、基準案の更新版が 2023 年 6 月 9 日に公開された。

## ESRS 第一弾の公表

2023 年 7 月 7 日に終了した 4 週間の公開協議を経て、サステナビリティ報告基準に関して、欧州議会・理事会指令 2013/34/EU を補足する最終的な委任規則が採択された。ESRS を含む最終的な委任規則とその付属書には[こちら](#)からアクセス可能。

2023 年 7 月 31 日に EC により採択された ESRS 第一弾は、CSRD の対象となるすべての企業に適用される。ただし、欧州議会及び欧州理事会による 2 か月の精査期間を経て（必要に応じてさらに 2 か月間延長が可能）、官報に掲載されるまでは発効しない。

12 の基準から構成される ESRS 第一弾は、CSRD 提案に従って、環境、社会及びガバナンスの課題について扱っている。基準には、横断的な基準とトピック別基準の両方が含まれる。これらの基準は、CSRD 改正会計指令の第 19 条 a 及び第 29 条 a に基づく報告要件に関連している。さらに、セクター別基準や開発中の中小企業向け基準の公表も今後予定されている。また、CSRD 改正会計指令の第 40 条 a から 40 条 d に基づく第三国企業の報告要件（例えば、EU 域外に拠点を置く最終親会社のグループレベルでのサステナビリティ報告書の作成）については、別の報告基準が策定される予定。

---

<sup>1</sup> 欧州証券・市場監督機構、欧州銀行監督機構、欧州保険・年金監督機構

公開済み

公開予定

全般的な基準

[ESRS1](#)  
全般原則

[ESRS2](#)  
全般開示要件

セクター別基準  
(公開予定)

中小企業 (SMEs) 向け基準  
(公開予定)

セクター横断的な基準

環境

社会

ガバナンス

[ESRS E1](#)  
気候変動

[ESRS S1](#)  
自社の従業員

[ESRS G1](#)  
事業運営

[ESRS E2](#)  
汚染

[ESRS S2](#)  
バリューチェーン内の労働者

[ESRS E3](#)  
水と海洋資源

[ESRS S3](#)  
影響を受けるコミュニティ

[ESRS E4](#)  
生物多様性と生態系

[ESRS S4](#)  
消費者及びエンドユーザー

[ESRS E5](#)  
資源の利用と循環型経済

## ESRS 第一弾の概要

ESRS 第一弾の全体的な構造は、サステナビリティ情報が以下の構成に基づき、明確化された方法で報告されることを確実にするように設計されている。

### 4つのレポート領域

ESRS2 は、トピック別 ESRS の開示要件が以下の報告分野を対象とすべきであると定めている。

- a. **ガバナンス**: インパクト、リスク及び機会を監視及び管理するために用いられるガバナンスのプロセス、コントロール及び手続
- b. **戦略**: 事業の戦略及びビジネスモデルと重要なインパクト、リスク及び機会とそれらに対処するための戦略との関係性。
- c. **インパクト、リスク及び機会の管理**: 企業がインパクト、リスク及び機会を特定し、それらのマテリアリティを評価するプロセス、また、方針と行動を通じて重要なサステナビリティ・マターを管理する方法
- d. **指標及び目標**: 企業が設定した目標に対する進捗を含め、企業がその実績をどのように測定するか

### 3つのトピック

- 1. 環境
- 2. 社会
- 3. ガバナンス

### 3つの開示レイヤー

- 1. セクター横断
- 2. セクター別
- 3. 企業固有

ESRS 第一弾は、一般的な基準やトピック別基準を含むセクター横断的な基準のみを対象としている。セクター別基準及び中小企業向け基準は現在開発中である。

企業は、ESRS に基づいて要求されているサステナビリティ情報を、自社のマネジメントレポートで提示しなければならない。

## 全般的な基準

**ESRS1** と **ESRS2** は全般的な基準であり、すべてのサステナビリティの問題に適用される。

**ESRS1** では、CSRD の下でサステナビリティステートメントを作成する際に適用される必須の概念と原則を規定している。

企業は、適用される ESRS に従って、サステナビリティに関するインパクト、リスク及び機会に関するすべての重要な情報を開示する必要がある。ESRS1 では、「全般開示要求」（ESRS2）で指定された開示要件を除いて、すべての基準、すべての開示要件及び各基準内のデータポイントは、企業による重要性評価の対象となる。企業が、もし気候変動は重要ではないと結論付け、それにより ESRS E1 に沿って報告をしない場合、重要性評価の結論について詳細な説明を行う必要がある。

ESRS1 には、企業が重要であると判断したサステナビリティ問題に関する方針、行動、及び目標に関する情報を開示する場合、その情報には、すべての開示要件で規定されている情報と、その特定の事項に関連し対象となる分野別・セクター固有の ESRS 内のデータポイント（要素）、及び ESRS 2 で要求される方針、行動、目標に対応する最低限の開示要件に規定されている情報を含める必要がある、と述べている。

ただし、ESRS には、生物多様性移行計画、非正規従業員に関連する特定の情報など、いくつかの自主的なデータポイント（要素）が含まれていることも、企業は考慮する必要がある。

ESRS において、すべての企業に適用される標準化された開示（セクター横断的な基準）と、1 つまたは複数の特定のセクターで事業を行っている企業に適用される開示（セクター別の基準）の要求がある。

サステナビリティ情報は、もしそれが予測価値、確認価値、またはその両方を有する場合、利害関係者の決定に影響を与える可能性がある。利害関係者とは、企業の決定や行動に影響を与えたり、影響を受けたりする可能性のある者のことである。利害関係者には、主に次の2つのグループがある。

- ▶ 影響を受ける利害関係者: 企業の活動及びバリューチェーン全体にわたる直接的及び間接的なビジネス関係を通じて、ポジティブあるいはネガティブな影響を受ける、または影響を受ける可能性のある利害関係を持つ個人またはグループ
- ▶ サステナビリティ報告書の利用者: 以下を含む企業に関心のある利害関係者
  - ▶ 一般目的財務報告の主な利用者: 現在の及び将来の投資者、融資者及びその他の債権者(資産運用会社、信用機関及び保険会社を含む)
  - ▶ その他の利用者: 会社のビジネス・パートナー、労働組合及びソーシャル・パートナー、市民社会団体及び非政府団体、政府、アナリスト及び研究機関

すべてではないが、一部の利害関係者は両方のグループに属する場合がある。

ESRS2 は、全般的なサステナビリティ報告の開示要件を定めている。これには、企業の一般的な特徴及び事業の概要だけでなく、時間軸、バリューチェーンの推定、推定源と結果の不確実性、サステナビリティ情報の作成と表示の変更、過年度の誤謬等、特定の状況に関連する具体的な開示も含まれる。さらに、ガバナンス、戦略、インパクトやリスク及び機会の管理に関する開示（マテリアリティ評価プロセス、指標と目標に関する開示を含む）は、ESRS2 でカバーされている。

この基準の構造と指標は、TCFD/ISSB が提示する 4 つの柱をベースとした構造を再現したものであり、異なる報告基準の整合性を向上させている。

## トピック別基準

トピック別基準には、環境、社会及びガバナンスの問題をカバーする開示要件が含まれる。これらの基準はセクター横断的なもので、企業のサステナビリティ報告の利用者が、これらの側面に与える影響、これらの分野に関連する重要なリスク及び機会、そして最終的に企業価値を創出する企業の能力に与える影響を理解できるようにすることを目的としている。

トピック別基準は、ESRS2 によって決定された 4 つのレポート領域をカバーする開示要件、(i) ガバナンス、(ii) 戦略、(iii) インパクト、リスク及び機会の管理、(iv) 特定のトピックに関する指標及び目標、を定めている。これらの要求事項は、全般的な基準に加えて適用される。

- ▶ 環境基準（ESRS E1-E5）は、企業が気候変動、汚染、水・海洋資源、生物多様性と生態系、資源利用と循環経済に関連する事項について報告するための開示規定を定めている。これらの一般的な目的に加えて、環境基準は、サステナビリティ報告の利用者が、企業が持続可能な経済への移行に合わせてビジネスモデルと事業を適応させるための計画と能力、そしてそれが欧州グリーン・ディールの様々な環境目的や、この文脈における他の EU の戦略的・規制的枠組みにどのように貢献するかを理解できるようにすることを目的としている。
- ▶ 社会基準（ESRS S1-S4）は、事業活動、製品やサービスの消費者とエンドユーザーによって影響を受ける自社の労働力、バリューチェーン内の労働者、コミュニティに関連する話題について、企業が報告するための枠組みを提供する。
- ▶ ガバナンス基準（ESRS G1）では、企業の戦略とアプローチ、ビジネス活動に関連するプロセス、手続及びパフォーマンスについてユーザーの理解を深めるための開示規定が定められている。

## 影響を受ける企業、スケジュール、保証及び報告期間

- ▶ **影響を受ける企業はどこか?** : CSRD の規定は、EU の規制市場に上場しているかどうかにかかわらず、すべての大規模企業、及び小規模上場企業（上場零細企業を除く）に適用される。「大規模企業」に分類されるためには、以下の 3 つの基準のうち少なくとも 2 つを満たす必要がある<sup>2</sup>。

- a. 貸借対照表合計 20 百万ユーロ超
- b. 純売上高 40 百万ユーロ超
- c. 事業年度における平均従業員数 250 人超

およそ 50,000 社以上が ESRS 下でサステナビリティ情報を公表することが求められることになる。また、非 EU 企業で、EU 域内の年間売上高が 150 百万ユーロ超で、EU 域内に純売上高 40 百万ユーロ超の支店を有するか、大規模の子会社を有するか、上場中小企業の子会社を有する企業は、CSRD を遵守する必要がある。EU 域内の企業は、2028 会計年度より、EU 域外の最終的な親会社のグループレベルでのサステナビリティ報告を提出することが求められており、最初のサステナビリティ報告は 2029 年に公開する必要がある。この場合に適用される ESRS の別のセットは別途開発される。また、EU は他の基準を ESRS と同等と見なす場合がある。

- ▶ **いつから企業が ESRS に従ってサステナビリティ情報を報告する義務があるのか?** : 上述の通り 2024 年から 2028 年にかけて基準が適用される。

- ▶ 2024 年 1 月 1 日 : 非財務情報開示指令 (NFRD : Non-Financial Reporting Directive) の対象となっている企業。例えば、大規模な上場企業、銀行、保険会社（いずれも従業員 500 人以上）、EU 域内で上場している従業員 500 人以上の大規模な非 EU 企業（2024 年のデータを 2025 年に報告）
- ▶ 2025 年 1 月 1 日 : NFRD の対象となっていない大規模企業（2025 年のデータを 2026 年に報告）
- ▶ 2026 年 1 月 1 日 : EU 域内で上場している非 EU 中小企業を含む上場中小企業（2026 年のデータを 2027 年に報告）、中小企業は 2028 年まで免除可能
- ▶ 2028 年 1 月 1 日 : 非 EU 企業（2028 年のデータを提出）

- ▶ **保証は必須か?** : CSRD の規定に従って、報告されたサステナビリティ情報に対する限定的保証は、全ての企業に対して要求される。この指令には、EC による評価の段階を経て「合理的保証」に移行するオプションが含まれている。
- ▶ **サステナビリティ報告書の報告主体はどこか?** : 報告主体は、財務諸表と同じ報告事業体でなければならない。例えば、報告企業が連結財務諸表の作成が義務付けられている親会社の場合、サステナビリティ報告はグループのものとなる。
- ▶ **サステナビリティ報告書の対象期間は?** : サステナビリティ報告書の対象期間は、財務諸表の対象期間と一致させることが要求されている。

## 今後のステップ

委任規則は、8 月後半に欧州議会と理事会に正式に提出される。この段階では、2 か月の精査期間があり、必要に応じてさらに 2 か月間延長できる。欧州議会または理事会は、委任法令を拒否する権限を持っているが、修正することはできない。

保留となっている ESRS のセットに関して、EFRAG は現在、上場中小企業向けのプロポーショナルリティ基準の草案を作成している。EFRAG はまた、CSRD の適用対象外の非上場中小企業が使用するより簡素な任意基準を作成しており、これらの企業が効

---

<sup>2</sup> 法的形式に関係なく、以下の事業が含まれる。(a) 理事指令 91/674/EEC の第 2 条 (1) の意味における保険事業。(b) 欧州議会及び理事会の規則 (EU) No 575/2013 の第 4 条 (1)、ポイント (1) に定義されている信用機関

率的かつ適切な方法でサステナビリティ情報の要請に応えられるようにしている。

EFRAG は、利害関係者が ESRS 適用に関する質問を提出できる問い合わせ先をウェブサイトに設置する予定である。さらに、EFRAG は、ESRS 適用に関する拘束力のないテクニカル・ガイダンスを定期的に公表する予定である。EC は、EFRAG に対し、マテリアリティ評価とバリューチェーンに関するガイダンスの開発を優先的に取り組むよう提案している。EFRAG は、これら 2 つのトピックに関するガイダンスの草案を近日中に公表し、公に意見募集を行う予定である。

## EY のコメント

我々は、EU 企業によって報告されるサステナビリティ情報の品質と比較可能性を向上させることを目的とした、サステナビリティ開示のための一連の基準を作成する EU の取り組みを大いに歓迎している。

また、我々は、欧州委員会と EFRAG が、ISSB が設定したグローバル・ベースラインとの比較可能性についてさらに議論を行うことを歓迎している。ESRS に基づくサステナビリティ情報の利用者に加え、報告企業も国際的な比較可能性と一貫性の恩恵を受けることになる。

一連の ESRS は、セクター別基準と中小企業向け基準によって今後補完される。報告の枠組みは広範であり、時間の経過とともに発展するため、企業に非常に大きな影響を与えることになる。報告企業は、単なるレポーティング作業と考えるのではなく、これらの基準の適用と関連する手続の準備を可能な限り早期に開始することを推奨する。基準の適用は複雑で、多くの判断材料が残されており、様々な専門家の関与が必要となる。ダブル・マテリアリティ評価という新しい概念の解釈や、バリューチェーン全体を含む非常に広範囲な情報をカバーするといった課題は、適用のための詳細分析及び十分な時間が必要となる。

## EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ～より良い社会の構築を目指して」をパーパス(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革及び事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務及びトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、[ey.com/privacy](https://ey.com/privacy)をご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、[ey.com](https://ey.com)をご覧ください。

### EY 新日本有限責任監査法人について

EY 新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査及び保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは [ey.com/ja\\_jp/people/ey-shinnihon-llc](https://ey.com/ja_jp/people/ey-shinnihon-llc) をご覧ください。

© 2023 Ernst & Young ShinNihon LLC.

All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY 新日本有限責任監査法人及び他の EY メンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本資料は EYG no,010557-22Gbl の翻訳版です。

[ey.com/ja\\_jp](https://ey.com/ja_jp)